

新型コロナの影響で減少し始めた木造建築物の着工 — 木材需要の持ち直しは20年末以降となる可能性 —

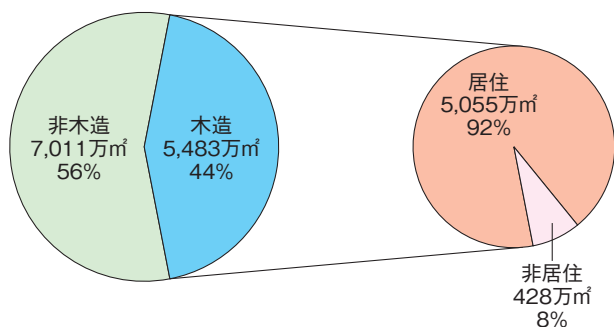
主事研究員 多田忠義

COVID-19(新型コロナウイルス感染症、以下「新型コロナ」)は、生産停止や物流機能の低下、人の移動自粛や経済活動の停滞をもたらし、木材の生産、流通、そして木材の主たる需要先である建築物の着工にも影響をもたらしている。以下では、執筆時点(2020年6月11日)で入手可能な建築物着工統計から、新型コロナによる木材需要の変化を読み取り、その結果を速報するものである。

1 日本の木材需要に占める建材の位置

日本の木材需要は近年8千万㎡前後で推移するが、そのうち、建材の需要量(統計上、製材・合板用に分類される木材需要量の合計)は、その半分を占める。また、近年2千万㎡を超える日本国内の素材生産量に占める建材向け生産量(製材・合板用に分類される素材生産量の合計)は、8割弱に達している。このため、木造建築物着工床面積の減少が木材需要にもたらす影響は大きい。

第1図 建築物着工床面積の内訳(19年度)



資料 国土交通省「建築物着工統計」より筆者作成
(注) 居住とは、「A 居住専用住宅」「B 居住専用準住宅」「C 居住産業併用建築物」の合計、非居住とは居住以外の建築物すべてを指す。

2 増税の影響を受け減少傾向の居住向け木造建築物着工床面積

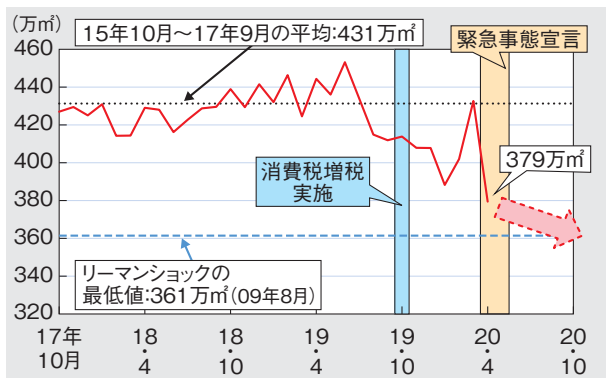
建築物着工床面積全体に占める木造の割合(第1図)は、19年度に44%(5,483万㎡)で、このうち居住向け建築物に占める木造の割合は、木造建築物全体の92%(5,055万㎡)、非居住向けは8%(428万㎡)である。非居住向け木造建築物着工床面積は増加傾向で、内装への木材利用も広まりつつあるものの、国内の主な建材需要は居住向け木造建築物着工床面積の増減に左右される。

最近の居住向け木造建築物着工床面積(第2図)は、消費税増税前の駆け込み契約等の影響で、18年下期から19年上期にかけて緩やかに増加した。しかし、19年8月以降は、15年10月～17年9月の平均(431万㎡)から5～10%減となった。ただし、20年3月は、「次世代住宅ポイント制度」の申請着工期限であったことなどの影響により、一時的に急増した。20年4月は379万㎡と、11年10月以来の低い値となったが、消費税増税による需要減に加え、新型コロナによる着工減の影響も出始めたと推察される。

3 一段の悪化が予想される木材需要

今後を見通すと、居住向け木造建築物着工床面積は一段の減少を見込まざるを得ない。まず、中長期的な減少の要因は、新型コロナによる経済への打撃が08～09年のリーマンショックを上回っており、着工の見合わせや延

第2図 居住向け木造建築物の着工床面積の推移



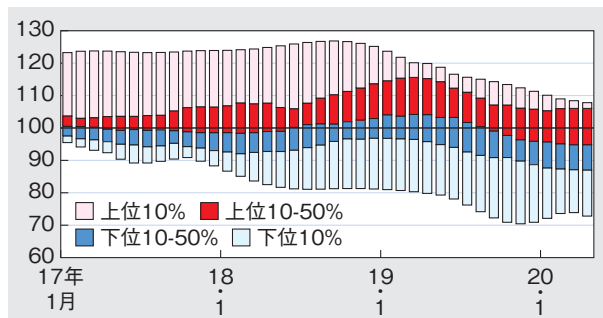
資料 国土交通省「建築物着工統計」を基に筆者による季節調整(X-13-ARIMA-SEATS)より作成

期が想定されるためである。

次に、短期的には、まず、緊急事態宣言を受けて住宅展示場が閉鎖し、商談が延期したり、新規契約が得にくくなったりし、着工待ちの案件が当面減るためである。また、洗面台やシステムキッチン等の建築に必要な住宅設備機器等が、生産中断や輸入一時停止等により入手困難となり、着工を先送りせざるを得ない案件があると想定されるためである。

実際、大手住宅メーカーの20年4～5月の受注速報をみると、前年同月比で2桁減の受注額となっているところもあり、5月以降も着工床面積の減少は避けられないだろう。仮に、6月以降に始めた商談が成約した場合でも、その結果が統計に反映されるのは11月以降となるため、木材需要が持ち直し始めるのは、20年末以降となる可能性がある。なぜならば、住宅展示場等への来場から建築契約に至るまで3か月程度、着工に至るまでさらに2か月程度、合わせて最低5か月程度要するからである。このため、20年10月までの間に、リーマンショックの時の最低値である361万㎡(季節調整値)を下回る可能性も考えられ(第2図)、木材需要は一時的に一段と縮小することが予想される。

第3図 居住向け木造建築物着工床面積のトレンド(沖縄県を除く都道府県)



資料 第2図に同じ

(注) 沖縄県を除く46都道府県のデータで作成。季節調整で得られたトレンド値を用い、15年10月～17年9月の平均を100として各月のトレンド値を指数化した。

4 木材需要に波及する着工の地域差

次に、木材需要に地域差が生じるかどうかを検討するため、沖縄県を除く46都道府県ごとに季節調整して得た居住向け木造建築物着工床面積のトレンド値の範囲を、各都道府県の15年10月～17年9月の平均値を100として示した(第3図)。例えば、上位10%であれば、上位4もしくは5都道府県の値が含まれる範囲を示している。沖縄県は、居住向け木造建築物着工床面積が他県に比べ少ないものの、直近6か月の値が15年10月～17年9月の平均から倍増しているため除外した。

居住向け木造建築物着工床面積は、17年1月以降、都道府県全体でみると減少傾向にあるものの、全体の3分の1である16県が20年4月でも100を超える一方で、残り30県は100を下回り、着工に地域差がみられる。全国で見れば、新型コロナウイルスによる木材需要の一段の低下は避けられない見通しだが、地震、台風等の災害復旧で住宅再建需要が存在する都道府県もあり、木材需要も地域差が波及するであろう。

(ただ ただよし)